

# 弔慰金

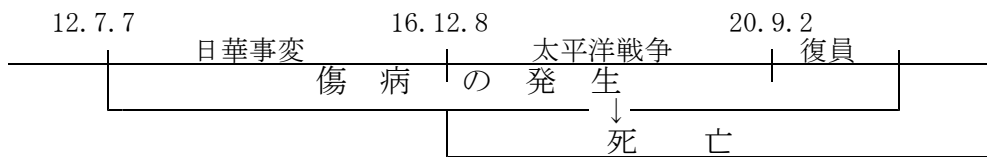
## 1 概 説

軍人、軍属、又は準軍属の公務又は勤務関連死亡者の遺族に対する一時金で、遺族年金、公務扶助料等に併給されます。(戦傷病者戦没者遺族等援護法)

## 2 支給事由

昭和12年7月7日以後、公務(みなし公務含む。)傷病、又は勤務に関連した傷病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後死亡した軍人、軍属又は準軍属の遺族に支給されます。

弔慰金(額面:5万円、償還期間:10年以内、利率:年6分の利付記名国債)



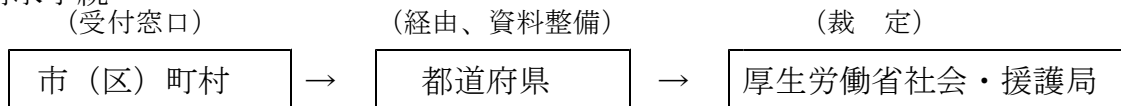
## 3 受給遺族

- ① 配偶者
- ② 子
- ③ 父母
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹
- ⑦ 上記以外の三親等内親族(生計同一者)

概ね、左記の順序で先順位者一人が受給者になります。

## 4 請求手続等

### (1) 請求手続



### (2) 裁定と受領手続き

厚生労働省(裁定庁)は、受給権があると認められる場合は裁定を行い請求者に裁定通知書を交付しますが、受給権がないと認めるときは理由をつけてその請求を却下することになります。

国庫債券の受領を市町村長に委任した場合は、財務局等からの交付通知に基づいて市町村長等が指定交付取扱店で国庫債券を受領したうえで請求者に交付します。

請求者が国庫債券を受領したときに、すでに償還期限が到来している賦札がある場合は指定した償還金支払場所(郵便局等)で国庫債券と届け出た印鑑を持参の上、償還金を受領できます。その後は、償還金支払日が来ましたら、指定した償還金支払場所で受領することになります。

## 5 その他

(1) 国債の譲渡・担保は、法律で禁じられています。